

第30回南島原市農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和5年12月25日(月)午後3時30分～午後4時42分

2 開催場所 西有家総合学習センターカムス ホール

3 出席委員
(農業委員)

1 番	太田香代子	2 番	廣瀬博一	3 番	伊崎美代子	4 番	木下勝徳
5 番	小川一英	6 番	植木健太郎	7 番	楠田耕三	8 番	平 光正
9 番	中野裕二	10 番	本多利任	11 番	山下勝也	12 番	山崎伸吾
13 番	寺田健蔵	14 番	水田 勇	15 番	中村修治	16 番	金子初夫
17 番	馬場正国						
	会長 中川繁憲						

(農地利用最適化推進委員)

20 番	田中芳邦	21 番	野原重光	22 番	中山秀樹	23 番	田中八郎
24 番	本多正敬	25 番	増田孝徳	26 番	北岡新市	27 番	内田一郎
28 番	末吉秀明	30 番	中村康弘	31 番	石橋浩昭	32 番	石橋浩昭
33 番	山口俊一	34 番	松尾和昭	35 番	寺田俊秀	37 番	原田久也
38 番	岡田裕弥	39 番	浅田修弘	40 番	柴内成世	41 番	三宅東英
42 番	本多晋介	44 番	山本敏晴	45 番	宮崎陽一	47 番	本田勝彦
48 番	飛永敏博						

4 欠席委員

(農地利用最適化推進委員)

19 番	吉岡長久	29 番	神崎好史	36 番	末續公德	43 番	宮崎 努
46 番	相良栄一郎						

5 議事録署名委員 6 番 植木健太郎 7 番 楠田耕三

6 事務局出席者 小淵 忍 山本忠介 本多 守 円口智仁 塩田一幸

[日 程]

議案第126号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第127号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第128号 農用地利用集積計画の決定について

そ の 他 ・農地法第18条第6項の規定による通知について

事務局(〇〇) それでは、皆さんこんにちは。

定刻となりましたので、ただいまから第30回南島原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、19番吉岡委員、29番神崎委員、36番末續委員、43番宮崎委員、46番相良委員のほうから欠席の連絡が出ております。あと、ちょっと遅れるということで39番浅田委員と23番の田中委員のほうから連絡があっております。本日は農業委員が18名全員出席でございますので、総会が成立しております。

会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長 改めて、皆さんこんにちは。

本日は、第30回南島原市農業委員会総会ということでご案内申し上げましたところ、皆様には大変お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

さて、11月30日に開催されました全国農業委員会会長代表者集会に参加してきました。開会に当たり、國井会長から地域計画について、この世紀の大事業に対し、誇りと自信、そして自覚を持って地域の合意形成に努め、その任務を全うしようではありませんかという呼びかけがありました。

また、来賓の宮下一郎農相からは、目標地図の素案作成という地域計画の一翼を担う農業委員会の会長の皆様方には、引き続き地域計画の話合いをリードし、我が国の農業・農村の持続可能な発展への力添えをお願いしますという挨拶でした。

本市の地域計画策定に関しましても、農業委員会の参画は欠かせないものであり、皆様も地域計画策定の一翼を担っていることを認識して活躍をお願いいたします。

また、本日は総会終了後に農業委員会意見交換会ということになっておりますので、最後までよろしくお願いいたします。

局長から、農業委員18名中出席委員は現在18名との報告があり、総会開催に必要な過半数に達しておりますので、総会は成立することを宣言いたします。

それでは、議事録署名人に6番植木委員、7番楠田委員を指名し、ただいまから議案の審議に入らせていただきます。

それでは、**議案第126号 農地法第5条の規定による許可申請について** 事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） 皆さん、年末のお忙しい中お疲れさまでございます。よろしくお願いいたします。

それでは、私のほうから、議案第126号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。座って説明します。

2ページと言いたいところですがけれども、すみません。差し替えをお願いいたします。本日別紙で1枚出ておりますけれども、そちらのほうをご覧ください。

番号1、有家町の〇〇さんから有家町の〇〇さんへ、有家町〇〇番〇、地目が畑、地積が381平米です。転用の目的は露天駐車場用地です。申請地を借り受けて露天駐車場として利用したいということでございます。権利の内容につきましては賃借権で許可あり次第、期間は20年となっております。

本案件の農地区分はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当いたしますので、第1種農地と思われませんが、居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されることから、例外規定に該当すると思われれます。駐車場、碎石舗装の面積は381平米となっております。自家用車10台分を確保いたします。最高0.1mの

盛土をし整地し、コンクリートブロックにて土留めを行い、土砂の流出を防ぎます。雨水につきましては、新設のU字溝と溜枡を経由し、道路側溝へ放流予定となっております。汚水・雑排水については発生いたしません。資金につきましては自己資金で賄われます。

なお、この駐車場につきましては、二世帯住宅の分になりますので、隣接地が申請者の宅地になりますが、こちらが600平米になります。ですので、この駐車場と合わせると981平米となり、1,000平米未満となります。以上でございます。

議長 この案件の現地調査結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。12月21日9時40分頃、〇〇委員、〇〇推進委員、事務局3名、計6名で見てまいりました。場所は、国道251の旧〇〇支所があるんですけども、旧〇〇支所より100mぐらい行ったところから左の方に、山手の方に1キロぐらい上った道のすぐ横です。

今、事務局からあったとおり、入り口がここで、このほうに勾配を取って水を、手前の方が市道でこれを横切って雨水を流すということで、そして、畑と畑の間に境があるんですけども、その境用ブロックとフェンスは1m位ですということなので何ら隣にも迷惑をかけないということで。雨水のほうも入り口から流すようになっているので何ら問題ないかなと見てまいりました。審議のほどよろしくをお願いします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇推進委員からのご意見はありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。ただいま〇〇委員から説明があったとおりですが、私も事務局の〇〇さんの丁寧な説明を聞いてなるほどと思って、申請者は南側に配置したものがあありますが、その手前に溝を掘って西側に流すということだったんですが、それだと大体、西側が高い、ちょっと傾斜があるんだから無理があるんじゃないかということで、ただいま〇〇委員からあったように、東側に流して市道の側溝に流すというのが妥当だと思って見てきました。それ以外何ら問題ないと思います。以上です。

議長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号2について事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、番号2について説明いたします。

3ページをお願いします。なお、図等につきましては、次の4ページになります。

番号2、南有馬町の〇〇株式会社さんから南有馬町、株式会社〇〇さんへ、北有馬町〇〇の一部外7筆、地目が全て畑、合計の4,575平米のうちの2,36平米になります。転用の目的は営農型太陽光発電施設用地(一時転用)になります。申請地を借り受けて、営農型太陽光発電施設用地として利用したいということでございます。権利につきましては賃貸借契約、時期は許可の日から期間は10年間となっております。

本案件の農地区分は農振農用地です。令和3年1月に営農型太陽光施設用地への一時転用の許可があった案件となっております。今回、令和6年1月26日までの3年間の許可期間が終了するため、再許可のための申請となります。営農型発電施設につきましては、令和3年9月に設置工事が完了し、既に設置完了となっております。概要といたしましては、パネル数が656枚、

パネルまでの高さがおおよそ3mです。設置の面積が1,096.83平米となっております。

なお、太陽光発電施設の下部の作物につきましてはブルーベリーとなっており、ブルーベリーにつきまして、令和3年9月に定植し、現在育成期間中であります。なお、肥培管理もされております。遮光率につきましては47.3%で、下部の農地には養液ポットで栽培されております。これまでと同様、雨水につきましては自然浸透となっております。汚水・雑排水については発生いたしません。資金につきましては、既に完成しておりますので新たな費用は発生しませんが、もし撤去しなければならない場合の費用としまして、自己資金で対応される予定となっております。

なお、農用地の一時転用ですので、農林課より異議がない旨の回答を得ております。以上でございます。

議長 この案件は認定農家を取られて10年間、今までは3年間でしたけれども、認定農家を取られたということで10年間の申請が上がっております。

この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。12月21日午後2時ぐらいより、〇〇委員、〇〇推進委員、それと今回は〇〇局長と〇〇会長、それと事務局3名で現地を見てまいりました。

場所が、県道小浜・北有馬線を上っていきますと農免道路の出口があるんですけども、そこから約2キロぐらいですか、行ったところの〇〇自治会というところにあります。栽培がブルーベリーとサカキを植えてあり、ブルーベリーのほうが約3年目ぐらいで収穫が始まっており、サカキのほうは収穫まで8年ぐらいかかるということで、まだまだ先が見えないということでした。栽培されるに当たり、苗の立ち枯れとか冠水チューブをネズミからかじられたりとか、かなり苦慮されているようでした。また、観光農園としての思い立ちはないのかということをお聞きしましたところ、まだ収量が少ないためにそこまで考えておられないようでしたので、それから認定農家の取得によって10年間ということで、また今度は10年後にあらうかと思っております。以上で、何にも問題ないかなと思って見てまいりました。審議のほどよろしく願いいたします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇推進委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。今、〇〇委員が詳しくご説明をされたとおりでした。私も初めて行きて、やっぱり日当たりがいい場所で、それと肥培管理もきれいにされていて、4年目ということで過去3年の収量あたりも順調に伸びるというふうなことで、きめ細やかな作業をされとるなというふうに一応感じをしました。更新は問題ないと判断をいたしました。皆様のご審議をよろしく願いいたします。以上です。

議長 ありがとうございます。

ここの営農畑、太陽光発電については3区画に分かれておりまして、最初の1区画は9月に調査したところでありまして、そこは収穫がぼちぼち始まったということですね。今回は2番目のところでありまして、植栽が遅れた、半年遅れたということですね。まだ収穫には至っておりませんでしたけれども、栽培の状況とかから最初の栽培とただ時間が遅れてくるなというふうに見てまいりました。3番目がサカキですか。そっちのほうでまた後日の申請が入るかと思っております。

皆さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 4,575平米の太陽光ということですけども、こういうところで心配されるのは雨水の処理ということですが、それについて発言がなかったようですが、その点はどうなってい

るんでしょうか。

会 長 こういうのを、除草シートを敷いてありまして、自然浸透という形になっているところであり
ますけれども、事務局、説明よろしいですか。

事務局(〇〇) 先ほど質問がありましたけれども、4,575平米というのは土地の面積になります。
実際の太陽光のパネルが張ってある面積が1,090.83ということで、その分がちょっと集
まるところがあるんですけれども、そういったところも先ほどもありましたとおりシートを敷い
てありますので、そちらのほうで受ける形で最終的には地下のほうに浸透していくという形を取
ってあります。今のところ、そちらのほうで何ら被害等についてはないということでございます。
以上です。

議 長 〇〇番〇〇委員、よろしいでしょうか。

〇〇番〇〇委員 分かりました。自然浸透で吸い切れるんですかね。

会 長 今のところはそういう状況で3年たっておりまして、被害はないかと思っておりますけれども。

〇〇番〇〇委員 分かりました。

議 長 ちょっと待ってください。〇〇番〇〇委員、この状況的には何か問題がありますか。地域の方
ですかね。

〇〇番〇〇委員 これは9月に見たときもその質問をしたんですけれども、近年の想定外のゲリラ豪雨
があったときはどうするかということで聞きましたけれども、今、もう3年間この方法で問題な
いということで。

その間に今、通路があるんですけれども、今トラックが止まっていた真ん中辺ですね。太
陽光の。その通路が手前のほうが高くてだんだん東のほうに行くと低くなっていて、結局、もし
も万が一そこでシートで浸透できないような想定外のゲリラ豪雨があった場合はやっぱりそこ
を流れていくおそれがあるから、その下の自治会からもやっぱり心配の声があったということ
ですけれども、その今下ったところにため池があります。ですから、そこに全部行くわけじゃない
んですけれども、もし万が一あふれた場合はそっちのほうのため池で受けて、そして市道のほう
の側溝に流れるということでもあります。直接、下の自治会にその水が全部行くというようなあれ
ではなかったの、今の状況ではこの3年間でもそういう。ほとんどが真ん中の道路を水が流れ
ているということは今までなかったということで、これが自然災害でありますので、いつどうな
るか分かりませんが、直接民家に被害が及ぶような見識はないと。9月に私も現地を見ま
したけれども、そのように認識してまいりました。以上です。

議 長 ありがとうございます。

〇〇番〇〇委員、よろしいですか。

〇〇番〇〇委員 はい。

議 長 一番最初の設置の時に〇〇委員も同行されましてそういう質問があつて、業者の方にもそうい
うお願いをしてきたところでもありますので、それなりの対策は準備されているかと思えます。

ほかの委員さんから何かありませんか。

(「なし」との声)

議 長 ご意見がありませんので、この番号2については、営農型発電施設用地への一時転用許可相当
と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議 長 異議なしと認め、営農型太陽光発電施設の一時転用許可申請については、長崎県下の農業委員
会の申合せにより長崎県農業会議に諮問することとなっておりますので、許可相当として長崎県

農業会議に諮問することとし、その後、長崎県農業会議の意見を付して県へ進達いたします。

次に、議案第127号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題といたします。
番号1について事務局から説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、議案第127号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

5ページをお願いします。

まず、今月は贈与が2件、6,326平米、売買が1件、1,464平米、区分地上権が1件、4,575平米となっております。

それでは、番号1を説明いたします。

(議案127号 番号1を朗読)

以上、農地法第3条の許可基準の農地法第3条第2項第1号の農地取得後全ての農地等の耕作を効率的に行うと認められない者、第4号の農作業に常時従事すると認められない者及び第6号の周辺の地域における効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合ですが、全ての許可基準を満たしているものと思われまます。以上でございます。

議長 1番の案件は布津の案件であります。布津の委員さんいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」との声)

議長 意見がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしですね。1番は異議なしなので、申請どおり許可することに決定いたします。

次に、2番について事務局に説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、番号2番について説明いたします。

(議案127号 番号2を朗読)

なお、この件につきましては、先ほどの議案第126号の2の関連となります。

以上、農地法第3条の許可基準の農地法第3条第2項のただし書にある例外許可規定の「地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利が設定され、又は移転される」と認められる場合に該当すると思われまます。以上でございます。

議長 区分地上権の設定ということではありますが、度々出てくるわけですが、ここでもう少し区分地上権というのはどういうものか、事務局、ちょっと説明してもらってよろしいですか。

事務局(〇〇) 区分地上権とは、基本的には農地の、この場合、営農型太陽光施設をするということで、上空を利用するというので、この上空のこの権利を区分地上権という形で設定をして建てるということになります。

議長 ありがとうございます。

ということで、2番の案件は北有馬の案件ですので、北有馬の委員さん、何かご意見ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がないようですので、この区分地上権設定については、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、許可することとし、議案第126号番号2の5条の一時転用許可日と同日付

で許可することといたします。

ここで一旦休憩をしたいと思います。

(休 憩)

議 長 それでは、休憩を解き、会議に戻ります。

次に、**議案第127号 農地法第3条の規定による許可申請について** の番号3について事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、番号3について説明いたします。

(議案127号 番号3を朗読)

以上、農地法第3条の許可基準の農地法第3条第2項第1号の農地取得後全ての農地等の耕作を効率的に行うと認められない者、第4号の農作業に常時従事すると認められない者及び第6号の周辺の地域における効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合ですが、全ての許可基準を満たしているのかというところのご判断をお願いしたいと思います。以上でございます。

議 長 3番の案件は南有馬の案件でありますので、南有馬の委員さんいかがでしょうか。〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。この件については、現所有地について、農地法第3条の許可基準の農地法第3条第2項第1号の農地所得後全ての農地等の耕作を効率的に行うと認められない者、第4号の農作業に常時従事すると認められない者に該当するのではないかと疑義があります。

したがいまして、今回は一旦保留案件として、作付状況等を確認した後に審議すべきものと考えます。以上です。

議 長 〇〇番〇〇委員の意見に対して異議がある方、ほかに何か意見のある方はございませんか。

(「なし」との声)

議 長 ご意見がないようですので、進めてよろしいですか。

(「はい」との声)

議 長 この案件に対して、〇〇番〇〇委員からの農地法第3条の許可基準の全ての農地等の耕作を効率的に行うと認められない者、農作業に常時従事すると認められない者に該当するのではないかと疑義があり、一旦保留案件として、作付状況等を確認した後に審議すべきではないかのご意見がありました。作付状況等が確認できるまで保留ということではよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議 長 異議なしと認め、よって、番号3については保留することに決定いたします。

次に、番号4について説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、番号4について説明いたします。

(議案127号 番号4を朗読)

以上、農地法第3条の許可基準の農地法第3条第2項第1号の農地取得後全ての農地等の耕作を効率的に行うと認められない者、第4号の農作業に常時従事すると認められない者及び第6号の周辺の地域における効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合ですが、全ての許可基準を満たしているものと思われま。以上でございます。

議 長 4番の案件は口之津の案件であります。口之津の委員さんいかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」との声)

議長 意見がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、申請どおり許可することに決定いたします。

次に、**議案第128号 農用地利用集積計画の決定について** を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、議案第128号 農用地利用集積計画の決定について説明いたします。

7ページをお願いします。

今月の利用集積計画ですが、賃貸借権が新規3件の7,646平米、再設定が9件の1万2,281平米の計12件の1万9,927平米となっております。使用貸借権につきましては今月はありません。所有権移転が売買11件、1万2,190平米、贈与が1件の1,225平米の合計12件の1万3,415平米となっております。中間管理事業の一括方式分につきましては、新規のみ、賃貸借権が1件、578平米、使用貸借権が2件の5,151平米、合計が3件の5,729平米となっております。

それでは、個別の案件につきまして朗読いたします。なお、再設定及び一括方式については朗読を割愛させていただきます。

7ページをお願いします。

(議案128号 賃貸借権 番号1～3新規設定、所有権 番号13～24を朗読)

以上の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号、第3号及び第4号の各号の要件を満たしていると思われまます。以上でございます。

議長 9ページは一括方式ですので朗読割愛ですね。

ただいまの説明に対してご意見、ご質問等を伺うところではありますが、7ページ番号7、番組11、8ページの番号14は出席委員が関係する案件でありますので、その分を除いてご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 次に、番号7について審議します。

農業委員会に関する法律第31条の規定による除斥の必要がありますので、〇〇番〇〇委員の退場を求めます。

———— 〇〇番〇〇委員退席 ————

議長 番号7についてご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、支障ない旨の回答でよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、支障がない旨の回答をいたします。

〇〇番〇〇委員の入場を求めます。

———— 〇〇番〇〇委員入席 ————

議長 次に、番号11について審議いたします。

本委員会の申合せにより推進委員についても除斥することとなっておりますので、〇〇番〇〇推進委員の退場を求めます。

———— 〇〇番〇〇推進委員退席 ————

議 長 番号11についてご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議 長 ご意見がありませんので、支障がない旨の回答でよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議 長 異議がないようですので、支障ない旨を回答いたします。

〇〇番〇〇推進委員の入場を求めます。

———— 〇〇番〇〇推進委員入席 ————

議 長 次に、番号14について審議いたします。

本委員会の申合せにより推進委員についても除斥することとなっておりますので、〇〇番〇〇推進委員の退場を求めます。

———— 〇〇番〇〇推進委員退席 ————

議 長 番号14についてご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議 長 ご意見がありませんので、支障のない旨回答してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議 長 異議がないようですので、支障のない旨を回答いたします。

〇〇番〇〇推進委員の入場を求めます。

———— 〇〇番〇〇推進委員入席 ————

ご意見がありませんので、議案第128号 農用地利用集積計画は承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議 長 異議がないようですので、議案第128号 農用地利用集積計画を承認することに決定いたします。

次に、10ページは農地法第18条第6項の規定による通知でありますのでご覧ください。

以上をもって、議事を終了いたします。